

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

派遣労働者の同一労働同一賃金 Part 3

前回・前々回のヒューマン・プライム通信では、2020年4月より派遣会社に義務づけられる賃金決定方法である【派遣先均等・均衡方式】及び【労使協定方式】の概要について記しました。第3回目は法改正によって派遣先及び派遣会社が、どのような措置を講ずる必要があるかについて代表的な事項を記します。



派遣会社及び派遣先が講ずべき措置

- 派遣会社と派遣先の間で締結する労働者派遣契約に記載する事項に、次の内容が追加されます。
 - ① 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度
 - ② 労使協定方式の対象となる派遣労働者に限るか否か
 (※①の事項については、派遣会社による派遣労働者への就業条件等の明示事項に追加されます。)

派遣先が講ずべき措置

- 労働者派遣契約を締結する際に、派遣労働者と待遇を比較する**正社員(比較対象労働者)の情報**を、派遣会社に提供する必要があります。
- ※提供する情報は、【派遣先均等・均衡方式】と【労使協定方式】で異なります。

提供が必要な待遇情報

派遣先均等・均衡の場合

- ① 比較対象労働者の基本情報(職務内容は何か、どのような雇用形態かなど)
- ② 比較対象労働者の選定理由
(なぜ比較対象者として選定したのか)
- ③ 比較対象労働者の待遇
(比較対象労働者の待遇と水準、待遇の目的)
- ④ 比較対象労働者の待遇決定の考慮事項
(待遇の決定に際して考慮した事項は何か)

労使協定方式の場合

- ① どのような教育訓練があるのか
- ② どのような福利厚生施設があるのか
(給食施設・休憩室・更衣室)

- 派遣労働者に対し、業務遂行に必要な技能等を付与するための**教育訓練の実施**、**福利厚生施設**(給食施設、休憩室、更衣室)の**利用機会を与える**ことが義務化されます。



派遣会社が講ずべき措置

- 派遣先に対し、労使協定方式の対象となる派遣労働者であるか否か通知する。
- **雇入れ時・派遣時に**、派遣労働者に対して、労働条件(昇給・退職手当の有無など)を**文書で明示**しなければなりません。
- 不合理な待遇差を解消するために講ずる措置(派遣先均等・均衡方式又は労使協定方式によってどのような措置を講ずるか等)を、**資料を活用して説明**しなければなりません。
- 派遣労働者の求めに応じて、比較対象労働者との間の待遇の相違の内容・理由等を説明しなければなりません。
(資料を活用し、口頭により説明することが基本です。)



上記の派遣先及び派遣会社が講ずるべき措置は代表的なものです。講じなければならない措置は他にもございますので、まずは下記参考資料等をご参照になり、不明な点は都道府県労働局に問い合わせるなどして、詳細を十分にご確認いただいた上で、2020年4月の派遣法改正施行に向けての準備を進めてください。

■参考資料: 「平成30年労働者派遣法改正の概要<同一労働同一賃金>」、
「同一労働同一賃金の法整備を踏まえた労働組合の取り組み~労働者派遣編~」(日本労働組合総連合会)

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。